

平成 25 年 9 月 1 日

体操競技男子社会人 2 部適用規則・2013 年版

公益財団法人 日本体操協会
審判委員会体操競技男子審判本部
全日本社会人体操競技連盟

○作成のねらい

2006 年版採点規則より体操競技の伝統的な 10 点満点が廃止され、採点業務も分業制となり、演技の難しさと出来栄を総合的に評価することが困難になった。社会人 2 部大会は生涯体育を基盤とし、幅広い年齢層で競技され、体操競技の長い歴史に培われた価値ある技や動きを継承する大会である。そのため一つ一つの技の認定だけではなく、味わいのある捌きや独創性が表現された演技構成を総合的に判断するためにも分業制は採用せず、以前の 10 点満点による採点方法を継続することとした。

FIG 採点規則は前サイクルの 2009 年版に至る経緯の中で、片手倒立や側転等いくつかの技が難度表から削除された。しかしながら、これら削除された技の中には体操競技の歴史や伝統を継承する技も多く含まれていた。社会人 2 部適用規則の中でいくつかの技を列挙し難度を認定することとしたが、これらの技以外についても審判員が判断し、選手の努力が報われるよう対応していただきたい。

FIG 採点規則 2013 年版は、2009 年版から跳馬を除いて大きな変更はみられない。跳馬については跳越技の価値点が一律に下げられ、また繰り返し系の跳越技が削除となった。2013 年版体操競技男子社会人 2 部適用規則は、この跳馬の変更に対処したこと、および技の繰り返しにおいて全ての難度を対象に認定することを付記し、従来通り安全性と美しさに対する評価を優先して採点することとした。体操競技の歴史や伝統を重んじ、体操を愛好する者が年代ごとに技を競う競技会という考え方を重要視することによって変わらない。

社会人 2 部適用規則での記述以外は一般の採点規則を適用する。審判員は、本規則はもとより一般の採点規則についても理解し、社会人 2 部大会が、体操競技を愛好する者が集う安全で楽しい競技会として、更に繁栄するようご尽力いただきたい。

一般規則では、片手倒立や側転等いくつかの技が難度表から削除されているが、それは体操競技の歴史的な良さや伝統を重んじながら、長年にわたって体操を愛好し、競技する社会人 2 部大会の採点に相応しいものではない。いくつかの技は 2 部適用規則の中で例として挙げたが、それ以外の技についても審判員が独自に判断し、選手の努力が報われるよう対応していただきたい。

第 1 章 演技の評価

演技の評価は、社会人 2 部適用規則を適用した自由演技とする。

次に示すもの以外は、採点規則 2013 年版（日本体操協会）を適用する。

第1条 得点の構成および難度要求

a) ゆか、あん馬、つり輪、平行棒、鉄棒の自由演技は次の配点により構成される。

難 度	2.40	(0.30×8 技)
特別要求	1.00	(0.20×5 要求)
加 点	0.80	(演技構成 0.30+熟練性・独創性 0.50)
実 施	5.80	
合 計	10.00	

b) 跳馬以外の5種目において次の技数を要求する。

8 技 (1 技につき $0.30 \times 8 = 2.40$)

技不足に対する減点は、1 技につき 0.30 である。ただし、採点規則の難度表から削除された技についても体操競技の歴史的評価とし 1 技として数える。例えば、ゆかの側方倒立回転やロンダート、鉄棒の足裏支持回転倒立や後方かかえ込み宙返り下りなどである。これらを含め、難度表に記載されていない技については、審判員が判断して難度認定できる。

第2条 実施減点

正しい実施からの逸脱は、すべて審判員によって相応の減点がなされる。小、中、大欠点の尺度は、正しい実施からの逸脱の程度により判定される。小、中、大欠点等の減点は以下の通りである。

小欠点	0.10
中欠点	0.20
大欠点	0.30
落 下	0.50

第3条 特別要求

実施された技は、難度の他に次の要素を考慮しなければならない。

1. 跳馬を除くすべての種目に5種類を要求し一つ欠けるごとに0.20の減点となる。
2. 採点規則2013年版の技の要求グループの枠を越えて各要素を認めることができる。
ただし、1技で二つの要求を満たすことはできない。

a) ゆか

- ① 前方系の技
- ② 後方系の技
- ③ 片腕または片脚上でのバランス技 (2秒静止)
- ④ 倒立静止技 (2秒静止)
- ⑤ 柔軟性を表現する技

b) あん馬

- ① 片足振動技
- ② 移動技 (横向き、縦向き)
- ③ 両把手上での旋回技
- ④ 転向技 (上向き、下向き)
- ⑤ 終末技

- c) つり輪
 - ① 懸垂前振りを経過する技
 - ② 懸垂後ろ振りを経過する技
 - ③ 倒立技
 - ④ 倒立を除く静止技
 - ⑤ 終末技
- d) 平行棒
 - ① 支持振動技
 - ② 腕支持振動技
 - ③ 懸垂振動技
 - ④ 倒立技
 - ⑤ 終末技
- e) 鉄棒
 - ① 前方車輪
 - ② 後方車輪
 - ③ 懸垂振動ひねり技
 - ④ 支持回転技
 - ⑤ 終末技

第4条 加点

0.80 まで与えることができる。

跳馬を除く 5 種目において優れた演技構成に対して最大 0.30 まで与える。

全ての種目において熟練性、および独創性に対して最大 0.50 まで与える。

- a) 熟練性は、特に習熟された技、および組合せ、あるいは演技全体に対して与える。
 - ・ 姿勢的な美しさ
 - ・ 雄大さ
 - ・ 演技全体を通してのリズミカルな動き
 - ・ 安定した着地
- b) 独創性は、社会人 2 部大会として希少な技や組合せ、または体操競技の歴史と伝統を継承するような技や組合せに対して与える。
 ※ただし、いかなる演技に対しても 0.80 を超えて加点することはできない。

第5条 跳馬

1. 跳馬においては、以下の表のようにそれぞれの跳越に独自の基礎点が定められる。

- a) 前転とび (ヤマシタとび) 群
 - ・ 前転とび・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9.00
 - ・ 前転とびひねり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9.10
 - ・ 前転とび 1 回ひねり・・・・・・・・・・・・・・・・ 9.30
 - ・ 前転とび 1 回半ひねり・・・・・・・・・・・・・・・ 9.50
 - ・ 前転とび 2 回ひねり・・・・・・・・・・・・・・・・ 9.70

- b) ツカハラとび群
 - ・かかえ込みツカハラとび・・・・・・・・・・・・・・・・ 9.30
 - ・かかえ込みツカハラとびひねり・・・・・・・・・・・・ 9.40
 - ・かかえ込みツカハラとび 1 回ひねり以上・・・・・・・・ 9.50
 - ・屈身ツカハラとび・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9.50
 - ・屈身ツカハラとびひねり・・・・・・・・・・・・・・ 9.60
 - ・屈身ツカハラとび 1 回ひねり・・・・・・・・・・・・ 9.70
 - ・伸身ツカハラとび・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9.70
 - ・伸身ツカハラとびひねり以上・・・・・・・・・・・・ 9.70
 - c) 前転とび前方宙返り群
 - ・前転とび前方かかえ込み宙返り・・・・・・・・・・・・ 9.50
 - ・前転とび前方かかえ込み宙返りひねり・・・・・・・・ 9.60
 - ・前転とび前方かかえ込み宙返り 1 回ひねり以上・・・ 9.70
 - ・前転とび前方屈身または伸身宙返り以上・・・・・・・・ 9.70
 - d) ロンダート踏み切り群 (ユルチェンコとび群)
 - ・ b) 群と同等の技の価値点とする
 - e) その他の跳越技群
 - ・開脚とび (閉脚とび)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8.00
 - ・開脚とびひねり (閉脚とびひねり)・・・・・・・・・・・・ 8.40
2. 上記にない跳越技は 2013 年版採点規則の価値点から以下のように判定される。
- | 2013 年版 | 社会人 2 部適用 |
|-------------|-----------|
| ・ 3.60 以上 | 9.70 |
| ・ 3.00~3.50 | 9.50 |
| ・ 2.80~2.90 | 9.30 |
| ・ 2.70 未満 | 9.00 |
3. いかなる跳越にも最大 0.30 までの熟練性を加味した加点を設ける。
- a) 熟練性に対する加点は、優れた跳越に対して 0.20 まで、安定した着地に 0.10 とする。
 - b) 距離や馬体軸からの外れに対する線は引かない。しかし、飛距離および馬体軸からのずれに対する減点はある。これらは、競技会のレベルを考慮し審判員が判断する。

第 2 章 補 足

第 6 条 演技全体に対する評価について

1. 美しさ、雄大さに欠ける演技に対する減点
足首、指先、体線などの美しさに欠ける演技に対して演技全体として 0.20 まで減点する。
2. 危険を伴う演技に対する減点
個人の能力を超えた危険だと思われる演技に対して全体として 0.20 まで減点をする。

第 7 条 補助について

事故防止と選手の精神的援助のため、つり輪、跳馬、平行棒、鉄棒において 2 名までの補助者を認める。

第8条 採点について

1. 9.50 以上の場合は0.05 採点が認められる。
2. 難度の認定と繰り返し
 - a) すべての技は2回まで難度を認定する。
 - b) 同一技が3回連続して行われた場合、減点はしないが、3回目の技からは難度部分として認めない。しかしながら実施減点はあり得る。
 - c) 難度表に記載されていない技については、審判員が判断して難度認定できる。
3. 演技実施にあたって

演技構成は個人の競技力に任せられるが、社会人2部の趣旨でもある「体操を愛する者の大会」であることを念頭におき、自己の能力を超えたものや体調によって危険を伴う技は禁止とする。安全が最優先され、審判員や関係者、応援をしてくださるすべての人たちが、安心して見ることができ、笑顔で終了できる演技をお願いしたい。

※能力を超え、危険と判断された技に対しては、審判長や主審、連盟として実施の見合わせを促すことができる。